

# 令和5年度 保護者向け 給食・お弁当費用の 支援・補助制度のご案内

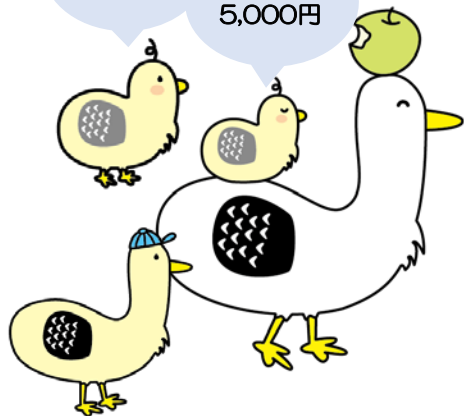
※給食費は園にお支払いください。

令和5年4月分から  
**給食費等支援金**  
の支給が始まります！

※要申請

第2子  
2,500円

第3子以降  
5,000円



給食費等支援金



市ホームページ

副食費の実費徴収に  
かかる補足給付



市ホームページ

## 【問い合わせ先】

〒271-8588 松戸市根本387-5

松戸市 子ども部 幼児教育課

電話：047-701-5126

Mail：mcyoujik@city.matsudo.chiba.jp

# 1 給食費等支援金とは（令和5年度新規）

幼稚園等に通う子どもの給食費等（給食や弁当に要する費用）相当分として、実際の給食費や給食回数に関係なく、第2子には月額2,500円、第3子以降には月額5,000円を一律に支給するものです。

多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、松戸市が独自に実施する事業で、申請により、令和5年4月分から支給を開始します。

対象となる子どもの数え方に年齢制限はなく、保護者の所得制限もありません。同一世帯の第2子以降の子ども全員が対象になります。ただし、年少～年長クラスを対象としていますので、満3歳児クラスの子は対象外です。

※保育園や認定こども園に通園している教育・保育給付認定2号の子は、園に支払う給食費が第2子半額、第3子以降無償になります。詳しくは、保育課（047-366-7351）にお問い合わせください。



# 2 副食費の実費徴収に係る補足給付事業とは

幼稚園に子どもが在園している市民税の所得割課税額77,101円未満や多子世帯に対し、給食費のうち主食（お米や麺、パン等）以外の費用（副食費）を補助するものです。

子ども・子育て支援法に基づく事業で、幼児教育無償化に合わせて開始しています。

当該年度の市民税所得割課税額の合算額が77,101円未満の世帯である場合のほか、小学校3年生以下の子を上から数えて第3子以降の子どもが対象になります。

実際に園に支払った給食費のうち、副食費部分が戻ってきます（償還払い）。

※当該年度の市民税所得割額は、前年の1～12月までの収入に基づき、6月頃に決定します。令和5年度の市民税は、令和5年6月頃に課税自治体の税担当部署から勤務先を通して又は直接送付される税額決定通知書などで確認することができます。

# 3 「給食費等支援金」と「副食費の実費徴収に係る補足給付」との比較

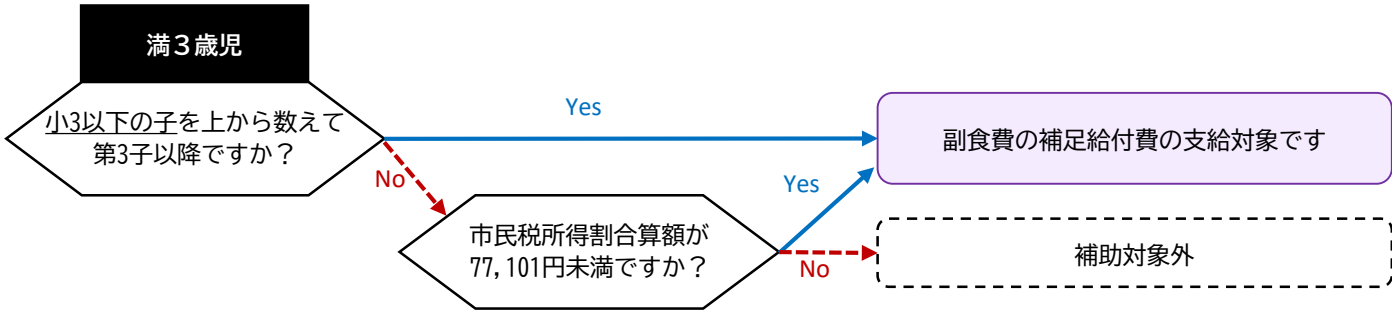
		給食費等支援金	副食費の実費徴収に係る補足給付費
補助(支援)対象		実費負担した額に関係なく給食・お弁当費用	実費負担した給食費のうち副食費（おかず部分）
支給額		第2子・・・月額 2,500円 第3子以降・・・月額 5,000円 ただし、副食費の補足給付費が支給される場合は、相当分を控除した額。	実費負担した給食費のうち副食費の額（月額上限4,700円）
対象子ども	年齢	年少・年中・年長クラス（満3歳児クラスを除く）	年齢要件なし（満3歳児クラスを含む）
	属性	松戸市の施設等利用給付認定を受けている（各月初日基準）	松戸市の施設等利用給付認定を受けている
	要件	年齢制限なく同一世帯の子どもを上から数えた第2子または第3子以降	下記のいずれかに該当すること ① 当該年度の市民税の所得割課税額が77,101円未満（年収360万円未満相当）の世帯 ② 小学校3年生以下の子を上から数えて第3子以降
申請方法	電子申請、申請書	申請書 ※支払った副食費の額が分かる領収書(園発行)が必要です。 ※課税証明書や戸籍の提出が必要になる場合があります。	
申請時期	年1回（9月15日申請締切／10月以降入園者等は随時） ※期限に遅れた場合は支給できません。 ※世帯状況の変更に伴って届出が必要な場合があります。	年2回（前期分：10月上旬／後期分：翌3月下旬） ※期限に遅れた場合は支給できません。	
支給時期	年2回（前期分：11月下旬／後期分：翌5月下旬）	年2回（前期分：11月下旬／後期分：翌5月下旬）	
支給方法	申請保護者の口座に振り込み	申請保護者の口座に振り込み	

### 3 どの制度の対象となっているか確認しましょう

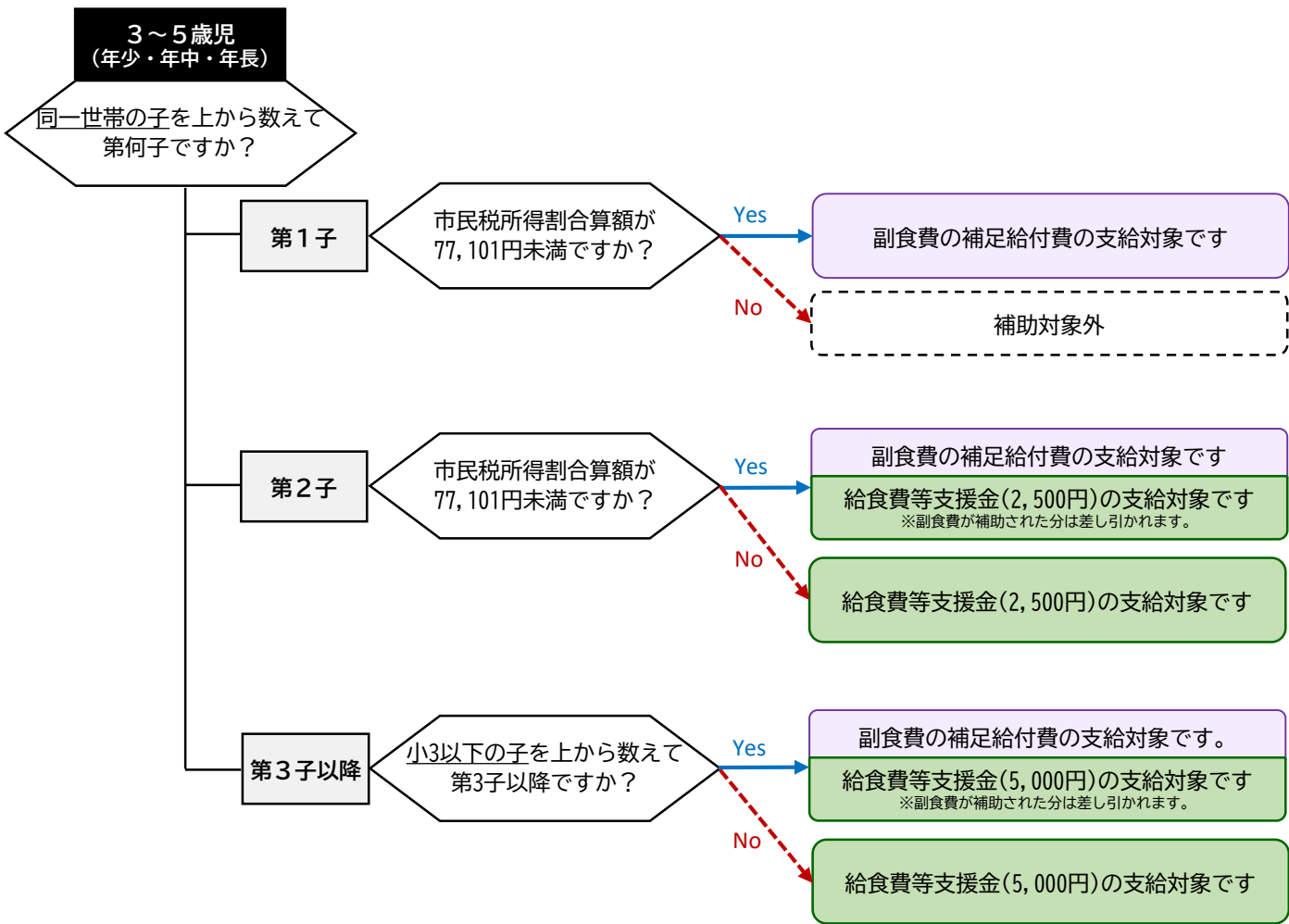
下記の対象判定フローに従って、申請できる制度を確認してください。申請は園児ごとに必要です。

両制度の対象となる場合は、副食費の補足給付が優先的に適用され、給食費等支援金としての支給額からは相当分が差し引かれますが、副食費の補足給付費の申請が不利益になることはありません。

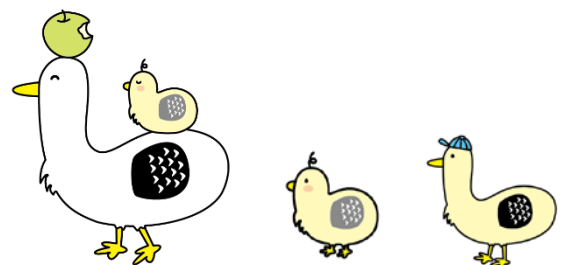
#### 満3歳児



#### 3～5歳児 (年少・年中・年長)



申請手続きへ



## 4 申請の手続きについて



### 給食費等支援金

#### 【申請方法】

令和5年度分の申請として、「松戸市オンライン申請システム」または「給食費等支援金支給申請書」により申請してください。

#### 電子申請フォーム



※本人確認書類と通帳等の電子データが必要です。

#### 申請書ダウンロード



※通帳等のコピーを添付してください。

#### 【申請期限】

### 令和5年9月15日(金)必着

※ 上記期限までに申請がない場合は、前期(4~9月)分は支給されませんので、十分にご注意ください。

※ 後期分からの支給対象者(令和5年9月2日以降に松戸市の施設等利用給付認定を受ける方)は、2週間以内を目安に随時申請【最終申請期限：令和6年3月15日(金)】

#### 【よくある質問Q&A】

Q1) 第2子・第3子以降ってどう数えるの？

A1) 同一世帯で生計が同じ子どもを、最年長者から順番に数えます。数える子どもに年齢制限はありません。

Q2) 給食費として支払った額以上にもらえるの？

A2) 給食費等支援金は、給食費だけでなくお弁当にかかる費用負担の軽減も目的としています。園での給食回数にかかわらず、また園に支払った給食費の額に関係なく、原則として一律支給になります。

Q3) 月途中から松戸市の施設等利用給付認定を受けた場合は？

A3) 初日を基準日とするため、例えば6月15日から松戸市の認定を受けた場合は、7月分から支給対象になります。

Q4) 10月に入園(転入)したけど、いつまでに申請すればいい？

A4) 後期分からの支給対象者(9月2日以降に認定を受けた人)は、入園(転入)後2週間以内を目安に速やかに申請してください。なお、最終申請期限までに申請がない場合は、支給されませんので、十分にご注意ください。

Q5) 申請後に、世帯状況が変わった(再婚により子の人数が変わった、申請者が保護者ではなくなった)場合に、必要な手続きはある？

A5) 変更後2週間以内に、変更の届出をしてください。

Q6) 振込先口座は指定できるの？

A6) 申請者と同一名義の口座を指定してください。申請後に、名義変更した場合などは、必ず市にご連絡ください。

### 副食費の補足給付

#### 【申請方法】

まずは、下記の「申請希望票」を幼稚園に提出してください。

申請時期になりましたら、配布する申請書に園が発行する領収書を添付して申請手続きをしてください。

#### 【申請期限】

**前期(4~9月)分：10月上旬**

**後期(10~3月)分：3月下旬**

※ 市への交付申請は、期ごとに必要です。

※ 遡及して支給することはできません。

#### 【よくある質問Q&A】

Q1) 給食費等支援金と副食費の補足給付は、両方申請する必要があるの？

A1) 両制度の対象となる場合、副食費の補足給付が優先的に適用され、給食費等支援金としての支給額から相当分が差し引かれます。ただし、副食費の補足給付費の申請が不利益になることはありませんので、個々の状況にもよりますが、両方申請することをお勧めします。

Q2) 単身赴任している場合、ひとり親の場合に、提出が必要な書類は？

A2) 単身赴任している保護者の市民税所得割額も合算します。本市で課税されていない場合は「課税証明書」が必要になります。  
ひとり親の場合は、他の保護者がいないことを証する「戸籍謄本」の写しなどが必要になります。

Q3) 市外の幼稚園に通っているけど、申請できる？

A3) 市外の幼稚園に通っていても、市内に居住している(松戸市の施設等利用給付認定を受けている)場合は、松戸市に申請してください。逆に、市内の幼稚園に通っていても、市外に居住している方は、居住自治体の制度をご確認ください。

## 副食費の補足給付 申請希望票

記入日：令和 年 月 日

#### 幼稚園

補足給付の申請を希望しています。

申請書の配布および副食費に係る領収書の発行をお願いします。

認定保護者名	
住所	

園児名 ①		年 月 日生
園児名 ②		年 月 日生
園児名 ③		年 月 日生